

令和元年第2回
掛川市・袋井市病院企業団議定会定例会
会議録

掛川市・袋井市病院企業団

令和元年 第2回 掛川市・袋井市病院企業団議会定例会
付議事件及び審議結果

○提出議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決内容
認 第1号	平成30年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計決算の認定について	元.8.8	元.8.8	認定
報告第1号	掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計資金不足比率の報告について	元.8.8	—	—
議案第5号	令和元年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）について	元.8.8	元.8.8	原案可決
議案第6号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	元.8.8	元.8.8	原案可決
議案第7号	掛川市・袋井市病院企業団病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について	元.8.8	元.8.8	原案可決

令和元年 第2回 掛川市・袋井市病院企業団議会定例会会議録

○議事日程 令和元年8月8日(木) 午後3時50分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程追加 議長辞職の件

日程追加 議長選挙の件

日程追加 副議長辞職の件

日程追加 副議長選挙の件

日程第4 認 第1号 平成30年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計決算の認定について

日程第5 報告第1号 掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計資金不足比率の報告について

日程第6 議案第5号 平成30年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)について

日程第7 議案第6号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第8 議案第7号 掛川市・袋井市病院企業団病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について

○本日の会議に付した事件 議事日程に上げた事件と同じ

○出席議員(10名)

1番	大石	勇	2番	松本	均
3番	二村	禮一	4番	草賀	章吉
5番	鈴木	正治	6番	山田	貴子
7番	浅田	二郎	8番	高木	清隆
9番	村松	尚	10番	戸塚	文彦

○説明のため出席した者

監査委員 横山茂明

監査委員 鈴木英司

企業長 宮地正彦

副院長 山本洋子

副院長 市橋鋭一

副院長兼看護部長 八木純

経営管理部長 城内優

経営戦略監 石野敏也

管理課長 長谷川修一

医事課長 杉山三起也

管理課財務係長 小林芳訓

議 事

午後 3 時 5 0 分 開会

○議長（鈴木正治） 所定の時刻となりました。企業団議会・定例会にご出席いただき誠にありがとうございます。開会に先立ち諸般の報告として 1 点申し上げます。説明者、若井正一副院長におかれましては所用により欠席の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

○議長（鈴木正治） 本日の出席議員は、10名であります。所定の定足数に達しておりますので、これより、令和元年第 2 回掛川市・袋井市病院企業団議会定例会を開会いたします。

○議長（鈴木正治） なお、議事日程につきましては、議長において作成し、お手元に配布した議事日程のとおりであります。これより会議を開きます。

○議長（鈴木正治） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、議長において、ただいまご着席の議席を指定いたします。

○議長（鈴木正治） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、2 番松本均君、10 番山田貴子君を指名いたします。

○議長（鈴木正治） 次に、日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（鈴木正治） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 2 分 休憩

午後 3 時 5 4 分 開議

○副議長（高木清隆） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○副議長（高木清隆） ただいま、議長鈴木正治君から、議長の辞職願が提出されました。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○副議長（高木清隆） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○副議長（高木清隆） 日程追加、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木正治君の退席を求めます。

【5 番鈴木正治議員 退席】

○副議長（高木清隆） お諮りいたします。鈴木正治君の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○副議長（高木清隆） ご異議なしと認めます。鈴木正治君の議長辞職を許可することに決しました。

鈴木正治君の入場を求めます。

【5 番鈴木正治議員 入場】

○副議長（高木清隆） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○副議長（高木清隆） ご異議なしと認めます。よって、議長選挙の件を日程に追加することに決しました。

○副議長（高木清隆） 日程追加、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により実施したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○副議長（高木清隆） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

なお、お諮りいたします。指名の方法は、副議長において指名することといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○副議長（高木清隆） ご異議なしと認めます。それでは、議長に大石勇君を指名いたします。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○副議長（高木清隆） ご異議なしと認めます。よって、議長に大石勇君が当選されました。

○副議長（高木清隆） ただいま議長に当選されました大石勇君から、就任のごあいさつを、自席にてお願いします。

○議長（大石勇） 議長就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今、皆様方のご推挙をいただきまして、企業団議会の議長をお引き受けさせていただくこととなりました。誠に身に余る光栄であるとともに、重責に感じているところであります。ご推挙を受けましたからには、議員皆様方のお力添えをいただきながら、また、企業団当局の皆様のご協力をいただきながら、円滑な議会運営に全力を尽くしてまいります。皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げ、議長就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（高木清隆） ありがとうございます。それでは、以降の進行は、大石議長にお願いしたいと思います。

○議長（大石勇） それでは、私の方から進めさせていただきます。この際、暫時休憩いたします。5分程度で再開をしたいと思います。

午後3時57分 休憩

午後3時59分 開議

○議長（大石勇） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（大石勇） ただいま、副議長高木清隆君から、副議長の辞職願が提出されました。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（大石勇） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（大石勇） 日程追加、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高木清隆君の退席を求めます。

【8番高木清隆議員 退席】

○議長（大石勇） お諮りいたします。

高木清隆君の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（大石勇） ご異議なしと認めます。

よって、高木清隆君の副議長辞職を許可することに決しました。

高木清隆君の入場を求めます。

【8番高木清隆議員 入場】

○議長（大石勇） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（大石勇） ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の件を日程に追加することに決しました。

○議長（大石勇） 日程追加、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により実施したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（大石勇） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

なお、お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することといたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（大石勇） ご異議なしと認めます。

それでは、副議長に戸塚文彦君を指名いたします。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（大石勇） ご異議なしと認めます。

よって、副議長に戸塚文彦君が当選されました。

○議長（大石勇） ただいま副議長に当選されました戸塚文彦君から、就任のごあいさつを、自席にてお願いします。

○副議長（戸塚文彦） 副議長就任に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

ただ今は、議員皆様のご推挙をいただきまして就任させていただき、本当にありがとうございます。副議長として、大石議長を補佐し、円滑な議会運営ができますよう、誠心誠意、努力してまいりたいと思えます。皆様方のご支援とご協力を切にお願い申し上げまして、就任のあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大石勇） それでは、議事を継続いたします。ここで、質疑についての付帯事項がありますので、私の方からお伝えをいたします。議事に入る前に1点お伝えをいたします。議会規則第47条の規程により、同一議題につき同一議員ができる質疑は3回までとなっております。あらかじめご承知をお願いいたします。

○議長（大石勇） それでは継続いたします。

○議長（大石勇） 日程第4、認第1号を議題といたします。

○議長（大石勇） 提案者より、提案理由の説明を求めます。

○議長（大石勇） 企業長、宮地正彦君。

○企業長（宮地正彦） ただいま上程されました認第1号 平成30年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計決算について、ご説明申し上げます。

「中東遠総合医療センター改革プラン」を踏まえ、がん診療の機能向上を図るため、がん相談支援センターの運営開始、緩和ケアの研修体制の整備など、「がん診療連携推進病院」の指定に向けた体制の構築に努めた結果、ほぼ、県の指定が確実となっております。また、看護部の勤務体制を見直し、従来の3交代制勤務から、2交代制を導入し、職員の負担軽減に努めてきました。さらに、将来的な医師の安定確保の観点から、初期研修医から専攻医までの継続した研修体制を構築しまして、病院説明会でのPR、実習生の受入拡大に取り組んだ結果、研修医マッチング制度において、昨年度はフルマッチをするということになりました。

病院事業収益は、169億367万4,000円、病院事業費用は、169億2,783万8,000円で、差引2,416万4,000円の純損失となりました。この件に関しましては、血液内科常勤医不在の影響により、医業収益が減少しましたが、他の診療部門が減少分をカバーしたことにより、最小限の減収となりました。また、費用面では、薬品など材料費の支出を抑えられたことに加え、機器の購入も可能な限り安く購入するということによりまして、さらに、減価償却費の減少により、医業収支が改善され、経常損益では、9,902万6,000円の経常利益となりました。最終的には、固定資産の区分の見直しにより過年度減価償却分を特別損失に計上したため、2,416万4,000円の純損失となりました。

今後も職員一丸となり、引き続き健全経営に努め、地域の医療水準の維持向上に最善を尽くしてまいります。

以上、認第1号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営管理部長が補足説明をいたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（大石勇） 次に、補足説明を求めます。経営管理部長、城内優君。

○経営管理部長（城内優） それでは、認第1号 平成30年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計決算について、補足説明を申し上げます。

まず、決算の総括事項を申し上げますので、決算書の9ページをご覧ください。冒頭の部分は先ほど、企業長の提案理由で申し上げたとおりでございます。①の「患者の状況」につきましては、1日あたりの入院患者数が434.7人で、前年度比12.6人の減。外来における1日あたりの患者数は1,241.8人で、前年度比39.3人の減となりました。

次に、②の収益費用の状況につきましては、税抜き額でご説明申し上げます。総収益169億367万円余に対しまして、総費用が169億2,783万円余となり、差し引き2,416万円余の純損失となりました。経常損益では9,902万円余の経常利益となりましたが、固定資産区分見直しによる過年度分減価償却費を特別損失に計上したため、2,416万円余の純損失となりました。以上が、平成30年度の事業概要でございます。

続きまして、決算報告書の内容につきまして、ご説明申し上げます。恐縮ですがお戻りいただき、決算書の1ページ、2ページをご覧ください。（1）収益的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げます。決算額につきましては、備考欄に記載してあります仮受消費税・仮払消費税及び地方消費税を含んだ金額となっております。

最初に、収入でございますが、第1款病院事業収益は、予算額171億6,757万1,000円に対し、決算額169億6,762万6,974円で、予算額に比べ、1億9,994万4,026円の減でございます。内訳としましては、第1項医業収益が予算額156億784万5,000円に対し、決算額153億8,439万9,481円で、予算額に比べ、2億2,344万5,519円の減。第2項医業外収益は、予算額15億5,972万5,000円に対し、決算額15億7,402万1,799円で、予算額に比べ、1,429万6,799円の増。第3項特別利益につきましては、予算額1,000円に対し、決算額920万5,694円で、予算額に比べ、920万4,694円の増となりました。

次に、支出でございますが、第1款病院事業費用は、予算額173億6,384万9,000円に対し、決算額169億7,659万6,582円で、不用額3億8,725万2,418円でございます。内訳としましては、第1項医業費用が、予算額165億4,054万3,000円に対し、決算額162億767万1,338円で、不用額が、3億3,287万1,662円。第2項医業外費用が、予算額6億8,600万4,000円に対し、決算額6億3,662万3,620円で、不用額が、4,938万380円。第3項特別損失が、予算額1億3,230万2,000円に対し、決算額1億3,230万1,624円で、不用額が、376円となりました。第4項予備費につきましては、予算額500万円で、執行はございませんでした。

続きまして、3ページ、4ページをご覧ください。（2）資本的収入及び支出につきまして、

ご説明申し上げます。最初に、収入でございますが、第1款資本的収入は、予算額10億1,707万8,000円に対し、決算額8億2,141万3,000円で、予算額に比べ、1億9,566万5,000円の減でございます。内訳としましては、第1項企業債が、予算額4億8,000万円に対し、決算額3億760万円で、予算額に比べ、1億7,240万円の減。第2項負担金が、予算額5億3,546万4,000円に対し、決算額5億1,183万9,000円で、予算額に比べ、2,362万5,000円の減。第4項貸付資金返還金が、予算額161万4,000円に対し、決算額197万4,000円で、予算額に比べ、36万円の増となりました。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出は、予算額15億4,403万7,000円に対し、決算額13億8,024万8,593円で、不用額1億6,378万8,407円でございます。内訳としましては、第1項建設改良費が、予算額6億5,352万8,000円に対し、決算額4億9,706万380円で、不用額が、1億5,646万7,620円。第2項企業債償還金が、予算額8億6,806万9,000円に対し、決算額8億6,272万8,213円で、不用額が534万787円。第3項投資が、予算額2,244万円に対し、決算額2,046万円で、不用額が、198万円となりました。なお、欄外にお示しのとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億5,883万5,593円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額173万4,043円及び過年度分損益勘定留保資金5億5,710万1,550円で補填してございます。

続きまして、5ページをご覧ください。損益計算書につきまして、ご説明申し上げます。なお、損益計算書は税抜きの表示となっております。1の医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益、他会計負担金の計で、153億2,505万3,764円でございます。2の医業費用は、給与費から研究研修費までの計、160億1,419万2,069円で医業損失は6億8,913万8,305円となります。3の医業外収益は、受取利息配当金からその他医業外収益までの計、15億6,950万8,150円。4の医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費から負担金交付金までの計、7億8,134万4,109円で、差し引き7億8,816万4,041円のプラスとなります。この結果、経常利益は9,902万5,736円となりました。5の特別利益は、過年度損益修正益、911万1,541円。6の特別損失は、過年度損益修正損1億3,230万1,624円で、差し引き1億2,319万83円のマイナスとなり、当年度純損失は、2,416万4,347円となりました。前年度繰越欠損金が11億7,454万1,795円でありますので、当年度未処理欠損金は、11億9,870万6,142円となりました。

続きまして、6ページの剰余金計算書について、ご説明申し上げます。資本金は、13億207万4,630円に変動はございません。剰余金のうち、資本剰余金は、当年度変動額、市負担金で2,314万3,000円を受け入れております。利益剰余金は、繰越欠損金が11億7,454万1,795円、当年度純損失が2,416万4,347円でありましたので、年度末残高は、未処理欠損金として、11億9,870万6,142円となります。次に、欠損金処理計算書でございますが、当年度未処理欠損金11億9,870万

6,142円を、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、7ページ、8ページをご覧ください。貸借対照表につきまして、ご説明申し上げます。これは、平成31年3月31日現在の財政状態を示すものでございます。まず、資産の部でございますが、1の固定資産の(1)有形固定資産は、アの土地からオの車両までを合計したもので、145億9,147万2,963円となります。(2)無形固定資産は、ソフトウェアの2,231万8,675円となります。(3)投資は、長期貸付金及び長期前払消費税を合わせたもので、3億5,043万3,464円となり、固定資産の合計は、149億6,422万5,102円となります。2の流動資産は、(1)の現金預金から(5)の前払金までを合計したもので、50億5,574万3,818円となります。これにより、資産合計は、200億1,996万8,920円となりました。次に、8ページの負債の部でございますが、3の固定負債は、(1)の企業債から(3)の引当金までを合計したもので、167億6,259万3,746円となります。4の流動負債は、(1)の企業債から(4)の預り金までを合計したもので、28億151万7,616円となります。5の繰延収益は、建設改良に係る市繰入金及び補助金について長期前受金として、資産の減価償却分を収益化したもので、年度末残高は、3億2,934万6,070円となります。これにより、負債合計は、198億9,345万7,432円となりました。

続きまして、資本の部でございますが、6の資本金は、13億207万4,630円となります。7の剰余金(1)資本剰余金は、起債元金償還金の繰入金のうち、非償却資産である土地にかかる繰入金で、2,314万3,000円でございます。(2)欠損金、ア当年度未処理欠損金で、11億9,870万6,142円となり、剰余金合計はマイナス11億7,556万3,142円となります。これにより、資本の合計は、1億2,651万1,488円となりました。また、負債資本の合計は、200億1,996万8,920円となりまして、7ページの資産合計と一致するものでございます。

以上、認第1号 平成30年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計決算についての補足説明とさせていただきます。9ページ以降の事業報告書及び決算附属書類をご参考の上、よろしくご審議賜り、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(大石勇) 以上で、説明が終わりました。

本決算について監査委員から決算審査の意見書が提出されております。この際、審査につきまして、監査委員から説明を求めます。

横山監査委員。

○監査委員(横山茂明) 監査委員の横山でございます。それでは、平成30年度掛川市・袋井市病

院企業団病院事業会計の決算審査所見を申し上げます。

掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計決算については、地方公営企業法第30条第2項の規定により、先般、掛川市・袋井市病院企業団の企業長から審査に付されましたので、事務局による予備調査を実施後、関係職員から説明を聴取し、鈴木監査委員とともに慎重に審査を実施いたしました。

審査の結果は、お手元に配付いたしました「平成30年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計決算審査意見書」のとおりであります。

審査に付されました当年度の決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、適正であると認められました。

まず、決算の概要について申し上げます。4ページをご覧ください。

患者数の状況は、入院が15万8,667人、1日平均434.7人、外来が30万3,010人、1日平均1,241.8人となり、1日平均の患者数は、入院は前年度を12.6人下回り、外来でも前年度を39.3人下回りました。

次に、10ページをご覧ください。

経営収支の状況は、医業収益は153億2,505万4,000円となりました。主なものとしては、入院収益100億2,580万3,000千円、外来収益41億7,852万4,000円となり、前年度に比べ1億4,166万円の減収となりました。これは、手術件数は増加したものの、医師の異動および退職により患者数が減少したことが主な要因です。

医業費用は160億1,419万2,000円で、前年度に比べ2億8,338万4,000円の減少となりました。

これは、血液内科の常勤医師の不在により、高額薬剤の使用量が減少し、材料費が減少したこと、医療機器の減価償却費の減少が主な要因です。

これにより、本年度の医業収支は、6億8,913万8,000円の損失となりました。これに医業外収益・費用を加えた経常収支では、9,902万6,000円の利益計上となりました。

なお、特別利益911万2,000円、特別損失1億3,230万2,000円を加えた当年度純損失は、2,416万4,000円となりました。

次に、17ページをご覧ください。

財政の状態は、資産総額は200億1,996万9,000円となりました。これは、主に減価償却等により固定資産が11億5,054万1,000円減少したことによるものです。負債総額は198億9,345万7,000円で、前年度に比べ3億7,275万6,000円の減少となりました。

資本金は、前年度と同額の13億207万5,000円で、欠損金を合わせた資本合計は1億2,651万

1,000円となり、前年度に比べ102万1,000円の減少となりましたが、債務超過には至っておりません。

次に、19ページをご覧ください。

このキャッシュ・フロー計算書とは、純損益から資産の増減を反映させ、減価償却費など非資金項目を調整した実質資金収支を示したものであります。当年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、14億3,071万1,000円のプラス、投資活動によるキャッシュ・フローは、2,508万8,000円のプラス、財務活動によるキャッシュ・フローは、6億1,608万2,000円のマイナスであり、これにより、資金期末残高は24億9,433万9,000円となりました。

最後に、審査所見について申し上げます。

中東遠総合医療センターは、開院から6年が経過しました。平成30年度の目標として、地域医療への貢献、誇りと働きがいを持つ病院の創造、日本トップクラスの臨床研修病院を目指す、を掲げ、がん診療連携推進病院指定に向けて、がん相談支援センター、緩和ケア外来の開設、職員の負担軽減のため看護部の勤務体制の3交代制から2交代制への見直し、将来的な医師の安定確保のため、初期研修医から専攻医までの継続した研修体制の構築などに取り組まれました。

中東遠総合医療センター改革プランにおける平成30年度の経営指標および収支計画については、患者数は減少したものの、外来及び入院単価はそれぞれ上昇し、医業損益、経常損益は、計画、前年度比ともに上回り、経営の効率化が図られました。

企業債残高については、令和元年度、第2期医療情報システムの更新等の設備投資により今後増加します。

また、令和2年度以降には、減価償却費の増加も見込まれます。そのような状況を踏まえ、人間ドックの受入体制強化、各診療部門の稼働率向上による収益の増加や時間外勤務の削減、診療材料費の単価見直しなどを含めた経費節減にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

今後とも、企業団・両市の連携により、中東遠地域を支える急性期医療、地域医療の基幹的な役割を果たされることを期待するとともに、引き続き、安定的かつ持続的な健全経営が図られるよう望みます。

以上、掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計の審査所見の報告といたします。

○議長（大石勇） 以上で、監査委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○議長（大石勇） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

○議長（大石勇） これより討論に入ります。討論はありませんか。

○議長（大石勇） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

○議長（大石勇） これより認第1号について、採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（大石勇） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（大石勇） それでは、続きまして、日程第5、報告第1号を議題といたします。

○議長（大石勇） 提案者より、提案理由の説明を求めます。

企業長、宮地正彦君。

○企業長（宮地正彦） 報告第1号 掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものであります。

平成30年度につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第16条及び同法施行規則附則第3条により算定した結果、流動負債額が流動資産額を下回るため、資金不足額は生じません。したがって、資金不足比率も発生しませんでした。

以上、報告申し上げます。

○議長（大石勇） 以上で、説明が終わりました。質疑はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（大石勇） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

○議長（大石勇） 以上で、本件の報告を終わります。

○議長（大石勇） 続きまして、日程第6、議案第5号を議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

企業長、宮地正彦君。

○企業長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第5号 令和元年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。このたびの補正予算は、債務負担行為につきまして、2件を新たに追加するものでございます。以上、議案第5号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営管理部長が補足説明をしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（大石勇） 次に、補足説明を求めます。

経営管理部長、城内優君。

○経営管理部長（城内優） それでは、議案第5号 令和元年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。第2条の債務負担行為につきましては、令和元年度から令和6年度までの内視鏡手術システム賃借料と、内視鏡検査システム賃借料の債務負担行為を追加で設定するものでございます。この債務負担行為追加に伴い、発生する当該年度の賃借料につきましては、流用にて対応できる見込みのため、収益的支出に係る予算の増額補正はございません。

以上、議案第5号 令和元年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（大石勇） 以上で、説明が終わりました。

○議長（大石勇） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（大石勇） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

○議長（大石勇） これより、討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（大石勇） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

○議長（大石勇） これより、議案第5号について、採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（大石勇） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（大石勇） 続きまして、日程第7、議案第6号を議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

企業長、宮地正彦君。

○企業長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第6号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係条例を整備するための条例を制定するものであります。

以上、議案第6号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。以上です。

○議長（大石勇） 次に、補足説明を求めます。

経営管理部長、城内優君。

○経営管理部長（城内優） それでは、議案第6号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

企業長の説明にもございましたが、本条例は会計年度任用職員制度の創設に伴いまして、関係条例の整備を行うものであり、計4本の条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、議案の4ページをお願いいたします。第1条といたしまして、掛川市・袋井市病院企業団職員の分限に関する条例の一部改正でございますが、同条例第3条、休職の効果に関する規定の中で、分限処分としての休職の期間について、会計年度任用職員はその任期の期間内とする旨を規定するものでございます。

次に、第2条として、掛川市・袋井市病院企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。5ページをご覧ください。同条例第3条、減給の効果に関する規定の中で、減給処分の際に算定の基礎となる額について、会計年度任用職員は別に定めるところにより算出した報酬の額とする旨を規定するものでございます。

次に、第3条といたしまして、掛川市・袋井市病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございますが、同条例第2条、公表の時期及び公表事項に関する規定の中で、公表の対象として、フルタイムの会計年度任用職員を含む旨を規定するものでございます。

次に、第4条として、掛川市・袋井市病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。6ページをお開きください。同条例第2条、育児休業をすることができない職員に関する規定の中で、会計年度任用職員の育児休業については、在職期間が1年未満の者、引き続き採用されないことが明らかである者、勤務日数を考慮して企業長が別に定める者は取得できないとする旨を規定し、同条例第4条、再度の育児休業を取得することができる特別の事情に関する規定の中で、育児休業を取得している会計年度任用職員が任期満了後に引き続き採用された場合には、再度の育児休業を取得することができる旨を規定するものでございます。

以上、計4本の条例の一部改正につきまして、令和2年4月1日から施行とするものでありま

す。

以上、議案第6号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（大石勇） 以上で、説明が終わりました。

○議長（大石勇） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（大石勇） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

○議長（大石勇） これより、討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（大石勇） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

○議長（大石勇） これより、議案第6号について、採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（大石勇） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（大石勇） それでは、次に、日程第8、議案第7号を議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

企業長、宮地正彦君。

○企業長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第7号 掛川市・袋井市病院企業団病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。本条例は、消費税法及び地方消費税法が改正され、本年10月1日から消費税及び地方消費税が合わせて10%へ引き上げられることに伴いまして、条例中の使用料及び手数料の額を改定するものでございます。以上、議案第7号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（大石勇） 次に、補足説明を求めます。

経営管理部長、城内優君。

○経営管理部長（城内優） それでは、議案第7号 掛川市・袋井市病院企業団病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。本条例は、本年10月の消費税及び地方消費税の引き上げに伴いまして必要な改正を行うものでございます。議案の8ページをご覧ください。当企業団病院事業使用料及び手数料条例では、別表として、特定初診料や特定再診料、病室使用料、診断書などの文書料が定められておりますが、これらを消費税10%の税込金額に改めるものでございます。9ページの附則につきましては、改正条例の施行期日を、令和元年10月1日と定め、適用を施行期日以後の医療行為等に係る使用料とするものでございます。

以上、議案第7号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大石勇） 以上で、説明が終わりました。

○議長（大石勇） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○議員（浅田二郎） 議長。

○議長（大石勇） 7番、浅田議員。

○議員（浅田二郎） 最初にこの企業団は消費税納税事業所となっているのか確認させてくださ

い。

○議長（大石勇） 答弁をお願いします。

○議長（大石勇） 経営管理部長。

○経営管理部長（城内優） お答えいたします。当院は課税事業所となっております。

○議長（大石勇） 7番、浅田議員。

○議員（浅田二郎） そうしますと、先ほどの決算でも出てまいりましたけれども、借り受け消費税と仮払い消費税の差額というのは、戻ってくるようになっているのですか、確認させてください。

○議長（大石勇） 答弁願います。

○議長（大石勇） 財務係長。

○財務係長（小林芳訓） 当企業団の消費税の納税は、納税で還付にはなっておりません。企業団の消費税の借り受け、仮払いの差につきましては、納税したのちその差額につきましては、もう一度費用計上をして、雑損失として取り扱いをしております。

○議長（大石勇） 7番、浅田議員。

○議員（浅田二郎） 費用計上をされているということは、どういうことなのですか。仮払いした方が多くて、借り受けたものが少ない訳ですから、その残り部分、それは費用として計上されているのはどういうことなのでしょう。

○議長（大石勇） 答弁願います。

○議長（大石勇） 財務係長。

○財務係長（小林芳訓） 当企業団の納税方式でございますが、消費税の課税売り上げ割合につきましては、ほとんどが非課税の売り上げになっております。で、控除できるものがですね、課税売り上げに対する部分のみ控除できるという消費税制度となっておりますので、それ以外につきましては再度、費用計上するというような消費税の制度となっております。その制度に基づき、費用計上をするということになっておりますので、納税をしたのち再度費用計上するというような仕組みになっております。控除対象外消費税という取り決めになっております。

○議長（大石勇） 質疑は3回までということをお願いをしてありますので、発言は許可できませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（大石勇） 他に、質疑はありませんか。

○議長（大石勇） いいですか。質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

○議長（大石勇） これより討論に入ります。討論はありませんか。

○議員（浅田二郎） はい。

○議長（大石勇） 7番、浅田議員。

○議員（浅田二郎） 私はこの議案第7号 掛川市・袋井市病院企業団病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について賛成できない立場から討論に参加します。主な点は2点です。1点目は今回の改正が消費税8%から10%への引き上げのものだということなんですけれども、1つはこの引き上げを我々がやはりやめさせていくべきではないかという点でございます。消費税引き上げは10月から予定されているものですが、世論調査でも6割近い方がこの消費税増税に反対だというように答えてられています。

国民総生産の6割を占める家計消費が冷え込んで回復しない。この状況が続いています。実質賃金が下がって、暮らしは厳しくなっているというのが市民の実感ではないでしょうか。私は

時々スーパーへ行きますども、開店と同時に見切り品コーナーへさっと行かれる方が多い。あるいは閉店間際に3割引、4割引になった食料品を買われるという方がかなり増えています。今、食費さえ抑えようとしているのが、市民の暮らしの状況です。消費税が増税されることによって市民の暮らしがさらに厳しくなることは明らかであります。また、同時に今景気にとって頼みの外収これも米中貿易摩擦の中で大きく減少しそうであります。安倍首相の経済ブレーンの一人であります本田悦郎前スイス大使も米中貿易摩擦劣化による世界経済の悪化、このリスクが山積みする中で日本にリーマンショック級のショックをもたらしかねないと消費税増税は凍結すべきだとの主張をされていますし、経済界からも不安な声が上がっています。ここ数日の発表された統計資料でも経済状況の悪化は顕著であります。この5日に衆議院の調査局が2018年の実質賃金の対前年比の変化率がマイナス0.3%ないしマイナス0.4%になるという調査結果を発表いたしました。今生活実感に一番近いものとされる共通事業所での伸び率をみたものですが、実質賃金がマイナスということも裏付けされたものであります。おとといも6日には内閣府が6月の景気動向指数速報値を発表いたしました。景気の現状を示す一致指数が前月比3.0ポイント低下、100.4であります。これが2015年を100とした数字でありますけれども、この低下は3カ月ぶりでありまして、5年2カ月ぶりの大幅なものとなっております。内閣府は3月のこの調査の基調判断を6年ぶりに悪化というように引き下げました。しかし、5月の指数ではこれを少し上がった中で、下げ止まりと上方修正しました。今回6月でも下げ止まりというようにしましたけれども、この速報値を見ても足取りが定まらない景気回復の現状が浮き彫りになったものと考えられます。耐久消費財出荷指数や生産指数など一致指数を算出に使います7つの指数は、今回いずれも悪化をしています。数カ月先の景気認識を示す先行指数は1.6ポイント低下し、2カ月連続の低下となっております。この間、2回消費税増税が延期されてきました。その要因は、経済状況にあったのです。経済状況を考えても10月からの消費税引き上げは行うべきではありません。今私たちが住民の暮らしを守るために消費税増税分を使用料に転嫁するというのを決めるのではなく、10月消費税引き上げを中止させる、このことが求められているのではないのでしょうか。

もう一つは、消費税が引き上げられた場合のことです。今消費税が現実的に上がりましても、これを納められる訳ではありません。診察料や証明料等が上がっていますけれども税金として納める分ではないのですから、電気代や印刷代とか紙代とかそういうものが上がるのは事実でありますけれども、これはごく一部のものではないかと思っております。今、急いでこれを改定するべきではないというように思っております。私はそのような立場から議案第7号 掛川市・袋井市病院企業団病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について反対といたします。

○議長（大石勇） 他に討論ありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（大石勇） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（大石勇） これより、議案第7号につきましては、起立採決といたします。

議案第7号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（大石勇） お座りください。起立多数でございます。

よって本件は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（大石勇） 以上で、本日の日程全部を終了しました。

○議長（大石勇） 閉会にあたり企業長よりご挨拶をお願いいたします。

企業長、宮地正彦君。

○企業長（宮地正彦） 閉会に際しまして一言あいさつを申し上げます。

本日は平成30年度決算の認定及び7件の議案についてご審議いただき、いずれも原案どおりお認めいただきまして非常にありがとうございました。

この場をお借りしまして私の想いを少し述べさせていただきます。

先ほども少し出ましたけれども2025年に向けた医療制度の改革についてはありますけれども実際もう、近隣においては2025年を待つまでもなく、非常に大きな変化が起こりうるということが予想されています。それは当院の前身であった掛川市民病院、袋井市民病院に行ったことと同じ現象が近隣でも起こっておりまして、医師不足から診療が縮小してできなくなっているという、さらに救急医療ができなくなる、という現状が起こっています。幸いにして当院は2つの病院が統合されまして、皆さんの英断によるものだと思いますけれども、それによって救急医療、

それから診療科もかなり充実した状態で、市民の医療を支えることにより役立っているというように思っています。しかし、そうであっても当院だけが安定していればそれでよいわけではなくて、やはり近隣の病院が不安定になれば、その地域住民が医療を求めてどこかへ移動する必要があります。そういった時に私たちが地域の市民だけを守っているだけではいけなくて、より多くの地域の方々の医療も担っていかないといけない状況が見えてきています。しかし、それは今言った医師の働き方改革の話が出てきていまして、私たちの職員だけが過剰な労働を強いられてしまえば私たちの病院も維持できない現実的な問題だと思っています。そういう意味では医師数の確保、職員数の確保、それからハード面の確保も必要かもしれませんが、これ以上病床を増やすというのも難しい問題であります。実際何が起こっているかというと、近くの病院が救急医療ができなくなる。それ以上の大きな問題がこれから現実として起きますけれども産科クリニックがかなり減ってきます。そうするとお産ができる場所が非常に限られていきます。当院はその負担がかなり強いられることになるんですけど、今言いましたように医師の努力、職員の努力ではどうにもならない、ハード面が間に合わないということがあります。こうなりますと当院だけではなく中東遠これを超えた領域で産科医療を考えていかないと、本当に今後の日本を背負っていく子どもたちをより多くするため、また現状維持を図るためにも産科医療に対して対応していく必要があります。またこういったことをまた皆さんに理解していただきまして、行政の方、これこそ私たちだけではできないことでもありますので、行政の方々の力が必要だと思っておりますので、そういったことも今後目をかけていただいて、よいアイデアを出していただいて、これからもいろいろな働きかけを行っていただいて、私たちの病院を支えていただきたいというように考えています。

次に、私たちは自分たちの地域だけではなくて多くのところに門戸を開いて医療をしていこうというように思っています。そのためには最初医師が足りないと言いましたけれども、そこで私たちにとって非常に大きな力となるのが若い医師の力です。研修医が先ほども言いました今年の4月から14人。実は浜松医大からの2人は1年だけですけれども来ていますので16人スタートです。例年は8人からせいぜい9人というところがその倍の研修医が来ている。ただ、来ているだけではそれを喜んでいるだけではなく彼らをよりよい医者として育て上げて、5年後に大学に行ったり地域の医療の医療に携わるようになって、またいずれ彼らが10年後、15年後に私たちの病院に戻ってくれて、中堅として働いてくれたら、この病院はほぼ人事的なことで苦しむこともなくなると思います。そういったことの準備が今、始まった段階であって、まだまだこれから頑張っていかないと、というように思っています。そういう意味では、若い力を今後私たちが十分

に鍛え上げて、この病院のさらなる発展のために頑張っていこうと思っております。経営的なことはまだまだ十分ではないところがありますけれども、全職員が一丸となって経営をよくすることで地域の医療に貢献していけば、当然それはついてくるものというように思っています。そういったことも皆さんから温かい目で見えていただきまして、私たちの病院を支えていただき、またこの地域の、関連地域の医療のことも皆さん方の助けを借りて頑張っていきたいと思っておりますので、これからもご支援をよろしくお願いしたいと思います。今日は長い時間、議会で皆さんの協力を得て、私たちの議案を通していただきありがとうございました。これからもよろしくお願いします。今日はどうもありがとうございました。

午後 4 時 5 7 分 閉会

[署名]

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 **2** 年 **3** 月 **31** 日

掛川市・袋井市病院企業団議会議長

大石 勇

[署名議員]

掛川市・袋井市病院企業団議会議員

松本 均

掛川市・袋井市病院企業団議会議員

山田 貴子